

「第5次大阪府障がい者計画」の最重点施策として、障がい者が嫌な思いをせずに希望するところで働くことができるような環境づくりや就労支援を行うとともに、就労後の職場定着や生活の安定に向けた取組みを強化する。

括弧内は令和7年度当初予算額

めざすべき姿(1):実際に多くの障がい者が働いている

① 障がい者雇用の拡大

■ **ハートフルオフィス推進事業**(131,316千円)
知的障がい者・精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を実施する。
知的障がいのある非常勤職員は「ハートフルオフィス」に集中配置し、庁内から依頼された事務補助業務等を行う。精神障がいのある非常勤職員は各所属に配置する。庁内での業務経験を活かした一般就労への移行を促進する。

■ **庁内職場実習の促進**
府庁での事務補助作業等を通じて、福祉施設利用者や支援学校等の生徒を対象とした職場実習の推進や、難病患者を対象としたモデル実習を実施する。

行政の福祉化の推進
■ **庁舎等を活用した雇用の創出**
本庁舎等の清掃委託業務の発注に係る総合評価一般競争入札や、公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを実施する。

■ **府有施設の清掃業務を活用した就労訓練の実施**
府有施設における清掃業務発注を就労訓練の場として活用し、知的障がい者等の就労を支援する。

② 企業等の障がい者雇用に対する理解促進

■ **障がい者サポートカンパニー登録制度**(1,058千円)
障がい者の雇用等を積極的に実施する企業等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録し、その取組みの周知や顕彰により府内の障がい者雇用の機運を高め、障がい者の雇用と就労支援を推進する。

③ 就労に向けた関係機関の連携

■ **大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進**
就労支援部会において、関係機関と連携のもと、就労支援に関する課題等について協議検討し、府内の雇用・就労促進のための取組みを推進する。



めざすべき姿(2):いろいろな場で障がい者が仕事ができる

① 就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化

■ **就労移行等連携調整事業**(2,828千円)
府内の就労移行支援事業所等の支援力の向上及び地域との関係機関と連携した支援体制の構築を図る。

■ **精神障がい者社会生活適応訓練事業**(5,402千円)
精神障がい者が協力事業所での訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより、社会的自立を促進する。併せて、関係機関に対し、精神障がい者の社会参加や就労への理解と深めるためのセミナーを開催する。

② 工賃水準の向上

■ **工賃向上計画支援事業**(27,299千円)
福祉施設で働く障がい者の工賃の向上を図るため、施設の経営力・技術力向上等の支援や、共同受注窓口の運営、製品「こさえたん」の認知度向上に向けた情報を発信する。



■ **障害者優先調達推進法に基づく調達促進**
障害者優先調達推進法に基づき、毎年度「大阪府優先調達方針」を策定し、庁内における物品等の調達の増進を図るとともに、市町村や民間企業等へ働きかける。

■ **工賃向上計画の推進に関する専門委員会**
福祉施設で働く障がい者の工賃向上支援に関する課題等について協議検討し、工賃の向上に向けた取組みを推進する。

③ 企業等の雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大

■ **雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業**
自営等や企業で働く重度障がい者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施する。(市町村事業)

■ **大阪府ITステーション事業**
福祉情報コミュニケーションセンターの指定管理業務として、就労をめざす障がい者を対象にIT講習・訓練を実施する。また、障がい者のデジタルデバイドの解消に向け、ITサポーターの養成・派遣を行い、障がい者のICT機器利用相談や機器展示・貸出等のサポートを行う。

■ **障がい者在宅就業マッチング支援等事業**(6,613千円)
■ **障がい者IT就労支援事業**(5,083千円)
障がい者テレワーカーの在宅就業支援のため、在宅就業支援団体によるマッチングを支援し、庁内IT関連業務の在宅就業団体への発注を促進する。

めざすべき姿(3):障がい者が長く働き続けることができる

■ **障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業**(120,168千円)
就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、府内18ヶ所の障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。

■ **「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定**
障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する団体を認定し、公契約における就職困難者の就労支援を進める。

■ **関係機関と連携した就労支援策の展開**
関係部局によるワーキンググループを開催し、相互の連携・協力をより一層進める。

■ **障がい者雇用(正規雇用)における定着支援**
ハートフルオフィス推進事業(チャレンジ雇用)で培ってきたノウハウを活かし、公務労働検討チームや、人事局・商工労働部・教育庁・福祉部からなるサポート体制検討チームにおいて、配属先である各部局へのサポートや研修等により、定着支援に向けて取り組む。